

平成 29 年度 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と提言について

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受け、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価を実施し、併せて、これまでの現状分析と評価によって抽出された課題解決に向けた方策を提言としてまとめた。

市として、様々な施策のより良い実施を目指して試行錯誤し続ける姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下 3 つの提言をもって、当審議会の答申とする。

■ 提言 1. 「市民協働事業提案制度」の見直し

「市民提案型市民協働事業」については、平成 24 年度から平成 26 年度まで提案件数が 0 件であり、平成 27 年度に 1 件の採択があったものの、平成 28 年度は採択 0 件、平成 29 年度は採択 1 件となっている。しかしながら、提案制度へは採択されずとも、共催・後援など様々な形で市と協働実施ができるものもあり、今後は、「こまえくぼ 1 2 3 4」の活用などもふまえ、現状に見合った形での実施方法について改めて見直しを行うべきである。

■ 提言 2. 庁内における市民参加と市民協働の意識醸成

平成 28 年度の市民協働事業件数を見ると、近年ほとんどの項目において件数に変化がなく、停滞気味となっている。市民モニター制度の活用も、平成 29 年度当初に行われたアンケート実施以降、庁内の活用が進んでいない。また、審議会の公募委員充足率は平成 27 年度の 84.6% よりも減少し、82.8%となっている。

こうした状況を鑑みると、まずは庁内にて市民参加及び市民協働の意義を周知し、職員の意識醸成を図るよう努めていただきたい。

■ 提言 3. 市民活動支援センター「こまえくぼ 1 2 3 4」の活用促進

平成 28 年度に市民活動支援センター「こまえくぼ 1 2 3 4」を開設したことにより、狛江市の市民協働がさらに広がっていくことが期待されている。平成 29 年度、市民活動支援センターの評価を審議会として行ったが、課題も多く見受けられた。

今後は、より良いセンターを目指し、本審議会にてとりまとめた評価報告を生かし、事業推進に向けて努めていただきたい。

第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、いち早く、平成 15 年 4 月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、当該基本条例の第 30 条第 1 項の規定により設立され、同条第 2 項の規定により、市長から以下のとおり、諮問を受け調査及び審議を行っている。

（1）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施。ほか、市民参加と市民協働の推進の検討と改善

（2）市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項

本総合的評価は、第 1 号の諮問を受け、実施するものである。答申の提案等については、速やかに検討・実施されるようにするため、平成 28 年度と平成 29 年度上半期までの現状分析と評価を行い、抽出された課題の解決に向けた方策を提言等としてまとめている。

第二章 市民参加の評価

1. 平成 28 年度の市民参加の実施状況

（1）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（基本条例第 2 条第 1 号）

市民参加に関する具体的な手続き：

- ① 審議会等（基本条例第 2 章第 2 節）
- ② パブリックコメント（同第 3 節）
- ③ 公聴会（同第 4 節）
- ④ その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第 5 節）

（2）市民参加の実施状況等【資料「市民参加実施状況（平成 28 年度実績）集計結果」等参照】

◆審議会等

（公募市民委員の充足率）

82.8%（平成 26 年度は 83%、27 年度は 85%）

昨年度より減少し、後期基本計画で定める目標値（平成 31 年度 85%）へは未達成。

（公募市民委員の女性割合）

45%（平成 26 年度は 40%、27 年度は 45%）

引き続き男女の割合が大きく偏ることのないよう努めてほしい。

(審議会等の公開)

原則公開。今後も開かれた市民参加の機会が確保されるよう努めてほしい。

(会議録の公表と公表時期について)

法令または条例で非公開とされている理由以外で非公表となっている会議があり、また、会議録の公表時期については、「毎回期間内に公表できなかった」「一部期間内に公表できなかった」が見受けられ、さらなる改善の努力が望まれる。

◆パブリックコメント

件数：4件（平成27年度：9件）

提出意見数としては、全く意見のないものが1件あった。趣旨にあっていない意見が多く見受けられたとの課題もあり、有益な意見を集めることができるよう工夫が必要である。

◆公聴会

平成17年1月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来、平成28年度まででは実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

21件（平成27年度：17件）

内訳：市民説明会12件（27年度10件）、市民フォーラム4件（27年度3件）、シンポジウム0件（27年度1件）、その他5件（27年度3件）

参加者数が0名という少ないものもあるが、ほとんどが20名以上の参加者数であり、市民への周知が進んできたことが感じられる。今後は、市民モニター制度の活用など、より一層の推進を期待する。

(1) 審議会等の委員アンケート集計結果

平成28年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- ① 回答者の60%が60代以上で、10～30代は4%。
- ② 審議会の会議内容については「充実していた」65%、「十分発言できた」55%、と前向きに捉える人が多かったが、一方で「あまり発言できなかった」方も36%となった。
- ③ 会議への参加については、78%が良かったと述べているが、次回積極的に応募するかについては56%に止まった。

委員の幅広い年代の確保や会議の充実に向けて、より良い実施方法を目指してほしい。

2. 市民参加の実施等に係る評価

(1) 市民参加手続きの周知・普及

パブリックコメントやその他の市民参加手続き等における、市民の参加実績が低い状況が見受けられる。市民モニター制度を活用する等、幅広く周知を進める必要がある。

(2) 無作為抽出制度の一層の活用

平成 26 年度に新たな試みとして実施された「無作為抽出制度」が成果を上げている。さらに活用するとともに、無作為抽出で選出された方をはじめ、市民委員への説明、フォローを大切に、実効性のある審議会等の運用につなげていくことを期待したい。

第三章 市民協働の評価

1. 平成 28 年度の市民協働の実施状況

(1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義：

「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取組むこと」
(基本条例第 2 条第 2 号)

市民協働事業の種類：

- ① 財政的支援
- ② 参入の機会提供
- ③ 共催・後援
- ④ 意見交換・情報交換

(2) 市民協働の実施状況等【資料「平成 28 年度市民協働事業実施状況」参照】

◆財政的支援

総数は 23 件で、数年間の推移を見てもほぼ 20 件前後で固定しつつある。

財政的支援交付団体数は、平成 27 年度と同数の 109 団体となっているが、市の一大事業であるラ・フォル・ジュルネ音楽祭事業助成金によって交付額が増大している。

◆参入の機会提供（委託、協定等）

総数は 44 件で、数年間の推移を見てもほぼ 40 件台で固定しつつある。

協定により実施される市民協働事業提案制度については、平成 26 年度から開始された行政提案型事業にて、平成 28 年度は 2 団体が次に掲げる協働事業を実施した。

- ・市民憲章の見直し
- ・フードロスの問題を困窮者支援と結んで考えていく講演会、フードドライブを通じて市民に広く働きかける協働事業

平成 29 年度は、行政提案型事業により 2 団体が事業を実施しているところである。

◆共催・後援

総数は 204 件で平成 27 年度と同程度であった。

◆意見交換・情報交換

7 件（平成 27 年度：9 件）

フォーラムや懇談会、意見交換会といった既存の取組み方法だけでなく、実践を組み合わせた説明会やワークショップなど、工夫して市民参加の推進へ取り組んでいた。

2. 市民協働の実施等に係る評価

（1）「市民協働事業提案制度」の促進

市民提案型市民協働事業に加えて、平成 26 年度から行政提案型市民協働事業がスタートしたことにより、これまでは提案件数が 0 件の年もあったが、平成 26 年度からは 1 件以上実施されるようになってきている。しかしながら、市民提案型市民協働事業においては提案件数が 0～1 件となっており、現状に見合った形での実施方法について改めて見直しを行うべきである。

（2）市民協働に関する情報発信の充実

市民協働に関する情報提供は、極めて重要であり、これで十分ということはない。平成 28 年度に開設した市民活動支援センターを有効に活用しなければならない。センター登録団体への働きかけや、センターのネットワークを利用する等工夫が求められる。

（3）市民協働事業件数増への取組み

市民協働事業のうち、財政的支援件数と参入の機会提供件数の合計は 67 件となっており、後期基本計画の目標である平成 31 年度までに 90 件の達成に向けて、庁内における市民協働の機運をさらに醸成していく必要がある。

以上